

令和元年度上半期における消費税転嫁対策の取組状況及び今後の取組について

令和元年 10 月 23 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、平成 26 年 4 月 1 日及び令和元年 10 月 1 日の消費税率の引上げを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）に基づき、消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）に対する迅速かつ厳正な対処のための取組と、転嫁拒否行為の未然防止のための取組を進めてきた。令和元年度上半期は、令和元年 10 月 1 日の消費税率の引上げ前の半年間に当たることから、転嫁拒否行為の未然防止を図ることに、より重点を置いて、以下のとおり、各種の取組を集中的に行ってきました。

令和元年 10 月 1 日の消費税率の引上げ後も、公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、転嫁拒否行為のうち重大な事案については勧告・公表を積極的に行うなど、転嫁拒否行為に対して迅速かつ厳正に対処していくとともに、消費税転嫁対策特別措置法の周知等、転嫁拒否行為の未然防止のための取組についても、引き続き実施していく。

第 1 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

1 転嫁拒否行為に関する情報収集

(1) 書面調査

ア 中小企業・小規模事業者等（売手側）に対する消費税率引上げ前の書面調査の実施

公正取引委員会は、令和元年 10 月 1 日の消費税率の引上げに際し、事業者間では消費税率の引上げ日よりも早い段階から新税率を前提とした価格交渉が始まることを想定して、転嫁拒否行為に関する情報収集及び転嫁拒否行為の未然防止の観点から、令和元年 5 月、中小企業庁と共に、中小企業・小規模事業者等（約 30 万名）に対する書面調査を実施した。

イ 大規模小売事業者・大企業等（買手側）に対する消費税率引上げ前の書面調査の実施

公正取引委員会は、上記の中小企業・小規模事業者等（売手側）に対する書面調査とは別に、転嫁拒否行為に関する情報収集及び転嫁拒否行為の未然防止の観点から、令和元年 5 月、大規模小売事業者・大企業

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室

電話 03-3581-5479（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

等（約8万名）に対し、消費税転嫁対策特別措置法第15条第1項に基づく報告義務を課した書面調査を実施した。

(2) 転嫁拒否行為等についての相談・情報収集

公正取引委員会は、転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を、本局及び全国の地方事務所等に設置している。

令和元年度上半期においては、1,266件の相談に対応した（第1表参照）。

第1表：転嫁拒否行為等に関する相談件数

年度	件数
令和元年度上半期	1,266
平成30年度	493
平成29年度	392
平成28年度	444
平成27年度	548
平成26年度	1,420
平成25年度	3,179
合計	7,742

（注） 転嫁カルテル及び表示カルテル¹の届出に関する相談件数並びに情報提供件数を含む。

(3) 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査を実施している。

令和元年度上半期においては、604名の事業者及び247の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した（第2表参照）。

¹ 消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のことをいう。

第2表：事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査の実施件数

年度	件数	
	事業者	事業者団体
令和元年度上半期	604	247
平成 30 年度	832	208
平成 29 年度	1,009	346
平成 28 年度	2,385	581
平成 27 年度	4,344	682
平成 26 年度	8,744	1,263
平成 25 年度	1,326	401
合計	19,244	3,728

(4) 移動相談会

公正取引委員会は、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施している。

令和元年度上半期においては、移動相談会を全都道府県において 66 回実施した（第3表参照）。

第3表：移動相談会の実施回数

年度	回数
令和元年度上半期	66
平成 30 年度	50
平成 29 年度	43
平成 28 年度	36
平成 27 年度	52
平成 26 年度	47
平成 25 年度	75
合計	369

(5) 下請法の書面調査等の活用

公正取引委員会は、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）の書面調査等を通じて、転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し、転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には、速やかに調査を行うとともに、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において、下請法に違反する事実が判明した場合には、下請法に基づき迅速かつ厳正に対処するなど、下請法と一体的に効率的な運用を行っている。

2 転嫁拒否行為に対する処理状況

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、

立入検査等の調査を積極的に実施しており、違反行為が認められた事業者に対しては転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を迅速に行っている。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には、勧告・公表を積極的に行っており（公正取引委員会及び中小企業庁における平成25年10月から令和元年9月までの対応実績は別紙1参照）。

令和元年度上半期において、公正取引委員会は5件の勧告を行い（第4表参照）、公正取引委員会及び中小企業庁は726件の指導を行った。

726件の指導件数には、前記1(1)ア及びイの書面調査等によって把握した消費税率8%から10%への引上げに係る転嫁拒否行為につながるおそれがあるものに対する指導411件が含まれている。

この措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）について行為類型別に分類すると、買いたたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が646件、減額（同条第1号前段）が212件、商品購入・役務利用・利益提供の要請（同条第2号）が20件、本体価格での交渉拒否（同条第3号）が21件となっている（合計899件²）。

第4表：令和元年度上半期の勧告事件

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
1 ・ 2	(株)リクルートホールディングス (株)リクルート (令和元年5月24日)	就職、転職等に関する情報提供等の事業を営んでいた(株)リクルートホールディングスは、原稿作成事業者の一部に対し、消費税相当分又は消費税率の引上げ分の全部若しくは一部に相当する額を減じて原稿作成業務の委託料を支払った。 就職、転職等に関する情報提供等の事業を営む(株)リクルートは、原稿作成事業者の一部に対し、消費税相当分又は消費税率の引上げ分の一部に相当する額を減じて原稿作成業務の委託料を支払った。	第3条第1号前段 (減額)

² 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、令和元年度上半期における措置件数とは一致しない。

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
3	(株)中日新聞社 (令和元年9月20日)	<p>日刊新聞等の発行及び販売等の事業を営む(株)中日新聞社は、</p> <p>① 原稿作成業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。</p> <p>② 日刊新聞等の輸送業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。</p> <p>③ カルチャー教室の講師業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。</p> <p>④ 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。</p>	第3条第1号後段 (買いたたき)
4 ・ 5	大東建託(株) 大東建託パートナーズ(株) (令和元年9月24日)	<p>賃貸建物の建築工事業等を営む大東建託(株)は、自ら使用する駐車場等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。</p> <p>不動産賃貸等の事業を営む大東建託パートナーズ(株)は、利用者に転貸するための駐車場等を自社に賃貸するオーナーの一部に対し、借上賃料について、利用者から受け取る転貸賃料を消費税率の引上げ前までと同額で定め、当該転貸賃料から消費税率の引上げ分を上乗せした自社の運営管理費等を差し引くことにより、消費税率の引上げ前よりも低い額で支払った。</p>	第3条第1号後段 (買いたたき)

3 特定供給事業者³が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度上半期において、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益については、特定事業者⁴133名から、特定供給事業者43,322名に対し、総額34億7744万円の原状回復が行われた（第5表参照）。

³ 特定供給事業者とは、①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、②資本金等の額が3億円以下である事業者、個人事業者等である。

⁴ 特定事業者とは、①大規模小売事業者、②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者（大規模小売事業者を除く。）である。

第5表：特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

年度	原状回復を行った 特定事業者数	原状回復を受けた 特定供給事業者数	原状回復額 ⁵
令和元年度上半期	133名	43,322名	34億7744万円
平成30年度	273名	45,072名	8億1517万円
平成29年度	357名	21,698名	8億1008万円
平成28年度	293名	36,137名	9億2957万円
平成27年度	333名	25,059名	6億7444万円
平成26年度	228名	33,094名	4億1153万円
合計	1,617名	204,382名	71億1826万円

第2 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等、転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施してきているところ、令和元年度上半期は、令和元年10月1日の消費税率引上げに向けて、以下のとおり集中的に各種の未然防止のための取組を行った。

1 消費税転嫁対策特別措置法等に係る説明会等

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法とともに、「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」（平成30年11月28日公正取引委員会ほか関係省庁連名）や軽減税率制度等の内容についても広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施している。

令和元年度上半期においては、消費税率8%から10%への引上げに係る転嫁拒否行為の未然防止の観点から全都道府県において60回の説明会を集中的に実施した（第6表参照）。

この説明会では、公正取引委員会事務総局の職員が、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている転嫁拒否行為の概要やこれまでの勧告・指導事例等について説明している。また、説明会の開催に併せて、転嫁拒否行為を受ける事業者等からの相談を公正取引委員会事務総局の職員が受け付ける移動相談会を開催している（前記第1の1(4)参照）。

⁵ 各期間の原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各期間の原状回復額の合計額と「合計」欄に記載の原状回復額とは一致しない。

第6表：公正取引委員会主催説明会の実施回数

年度	回数
令和元年度上半期	60
平成30年度	50
平成29年度	42
平成28年度	36
平成27年度	51
平成26年度	30
平成25年度	40
合計	309

2 講師派遣

公正取引委員会は、商工会議所、商工会、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、令和元年度上半期において、職員を46回派遣した（第7表参照）。

第7表：講師の派遣回数

年度	回数
令和元年度上半期	46
平成30年度	20
平成29年度	15
平成28年度	73
平成27年度	27
平成26年度	59
平成25年度	384
合計	624

3 消費税転嫁対策特別措置法等の遵守についての要請文書の発出

令和元年10月1日の消費税率の引上げに向けて、転嫁拒否行為の未然防止の観点から、6月に、事業者（20万名）に対し消費税転嫁対策特別措置法等の遵守の徹底について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書をもって要請を行った。

4 広報活動

（1）事業者向けパンフレットの配布

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を分かりやすく説明したパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」を関係省庁と協力して作成するとともに、転嫁拒否行為等のよくある違反事例の概要等を紹介したパンフレット「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」を作成している。

令和元年度上半期においては、パンフレット「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」を作成している。

る主な違反事例」を改訂した上で、パンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」と併せて、全国の商工会議所、商工会、地方公共団体等に約50万部配布した。

(2) 公正取引委員会ウェブサイトにおける消費税転嫁対策についての特設ページの開設

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトの消費税転嫁対策コーナー⁶に各種の資料を掲載している。また、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえて、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を作成し、上記の消費税転嫁対策コーナーに掲載している。

令和元年度上半期においては、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」に軽減税率制度の実施に関する質問を追加するとともに、事業者の消費税率引上げへの意識が高まる消費税率引上げ前の9月に、上記の消費税転嫁対策コーナーに特設ページを開設し、転嫁拒否行為の未然防止のための動画コンテンツを掲載し、同コンテンツを閲覧した事業者に転嫁拒否行為の未然防止のためのセルフチェックを促した。

(3) マスメディアを利用した集中的な広報の実施

公正取引委員会は、転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為を当委員会が厳しく監視していること、転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていること等を広く周知するため、各種媒体を活用した事業者向け広報を実施している。

令和元年度上半期においては、事業者の消費税率引上げへの意識が高まることが想定される2か月間（9月及び10月）に昨年度よりも実施規模を拡大する形で、新聞、雑誌、交通広告、バナー広告等を活用した事業者向け広報を実施し、転嫁拒否行為が禁止されていること等を積極的に周知した（別紙2）。

第3 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、事業者又は事業者団体が行う、転嫁カルテル及び表示カルテルについて、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている。

令和元年度上半期においては、転嫁カルテルについては4件の届出を受け付けた。令和元年9月末現在で、届出件数は、転嫁カルテルについては198件、表示カルテルについては140件となっている。また、届出に関する相談については、令和元年度上半期において、20件対応した（別紙3）。

なお、公正取引委員会のウェブサイトの消費税転嫁対策コーナーに、「届出に関するよくある質問」⁷を掲載しているほか、転嫁カルテル及び表示力

⁶ <https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>

⁷ <https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/todokede-shitumon.html>

ルテルの届出状況につき、届出を受け付けた月ごとに取りまとめて掲載している⁸。

第4 今後の取組

1 消費税率引上げ後の中小企業・小規模事業者等に対する悉皆的な書面調査の実施

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受身的に待つだけではなく、書面調査を実施し、転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行うこととしている。

令和元年度においては、消費税率8%から10%への引上げに係る転嫁拒否行為に関する情報を収集するため、10月以降、中小企業庁と共同で、中小企業・小規模事業者等（約280万）及び個人事業者（約350万）に対する悉皆的な書面調査を実施していく。

この書面調査の調査票は公正取引委員会のウェブサイトの消費税転嫁対策コーナーに掲載されており、書面調査の回答の締切りにかかわらず、転嫁拒否行為の被害を受けた事業者からの情報提供を隨時受け付けている。

2 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、従来から、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査を実施してきているところ、消費税率8%から10%への引上げに係る転嫁拒否行為に関する情報収集のため、引き続き、事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査を実施していく。

3 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処

公正取引委員会は、上記の書面調査やヒアリング調査等によって把握した転嫁拒否行為に対しては、引き続き、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、迅速かつ厳正に対処していく。

4 転嫁拒否行為等についての相談対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に設置した相談窓口において、事業者から寄せられる転嫁拒否行為等に係る相談や情報提供に適切に対応していく。

5 消費税転嫁対策特別措置法の周知

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を分かりやすく説明したパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」等の商工会議所等への配布、事業者団体等が開催する説明会等への当委員会事務総局の

⁸ <https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-hyoujitetodokede.html>

職員の講師派遣を通じて、引き続き、消費税転嫁対策特別措置法の周知に努めていく。

転嫁拒否行為に対する対応実績
(平成 25 年 10 月から令和元年 9 月まで)

公正取引委員会
中小企業庁

平成 25 年 10 月から令和元年 9 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである（勧告事件及び主な指導事例については、別添 1 及び別添 2 を参照）。

表 1 : 転嫁拒否行為に対する対応状況（注 1）

[単位：件]

調査着手	立入検査	指導（注 2）	勧告（注 3）	措置請求
12,016	6,672	5,388 «183»	53 «11»	13

(注 1) 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、令和元年 9 月までの累計。« »内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

(注 2) 転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請法に基づく中小企業庁の指導を含む。

(注 3) 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表 2 : 措置件数の内訳（業種別）（注 4）

[単位：件]

業種	指導	勧告	合計
建設業	792	5	797
製造業	1,159	1	1,160
情報通信業	665	8	673
運輸業（道路貨物運送業等）	297	1	298
卸売業	360	1	361
小売業	453	11	464
不動産業	220	9	229
技術サービス業（広告・建築設計業等）	350	1	351
学校教育・教育支援業	143	3	146
その他（注 5）	949	13	962
合 計	5,388	53	5,441

(注 4) 複数の業種にわたる場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。

(注 5) 「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業、警備業等）、娯楽業等である。

表 3 : 措置件数の内訳（行為類型別）

[単位：件]

行為類型	指導	勧告	合計
減額	404	6	410
買いたたき（注 6）	4,908	51	4,959
商品購入・役務利用・利益提供の要請	92	0	92
本体価格での交渉の拒否	281	0	281
合 計（注 7）	5,685	57	5,742

(注 6) 買いたたきの措置件数には、平成 26 年 3 月 31 日以前に減額行為があり、同年 4 月 1 日以降に違反のおそれがあるものを含む。

(注 7) 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があり、表 1 及び表 2 に記載の件数とは一致しない。

勧告事件（令和元年9月まで）

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
1	(株)JR東日本ステーションリテイリング (平成26年4月23日)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する(株)JR東日本ステーションリテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号後段 (買いたたき)
2	(株)三城 (平成26年6月12日)	メガネ等を販売する(株)三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買いたたき)
3	山形市(山形市立病院済生館) (平成26年6月17日)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号後段 (買いたたき)
4	一般社団法人東京都自転車商防犯協力会 (平成26年6月26日)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買いたたき)
5	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会 (平成26年6月26日)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
6	(株)ルネサンス (平成 26 年 7 月 24 日)	スポーツ施設の運営等の事業を営む(株)ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
7	産業機械健康保険組合 (平成 26 年 8 月 1 日)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を営む産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
8 9 10	吉野屋グループ 〔(株)吉野屋資産管理サービス (株)北日本吉野屋 (株)中日本吉野屋 (平成 26 年 9 月 24 日)〕	店舗等の賃貸借等の事業を営む(株)吉野屋資産管理サービス、外食業を営む(株)北日本吉野屋及び(株)中日本吉野屋の 3 社は、それぞれ、店舗所有者(賃貸人)の一部に対し、賃料の消費税率の引上げ分を減額し、又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号前段 (減額) 及び同号後段 (買いたたき)
11	山佐産業(株) (平成 26 年 10 月 22 日)	パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う山佐産業(株)は、スロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結している販売代理店に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託手数料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
12	東映アニメーション(株) (平成 26 年 12 月 17 日)	主にアニメーションの製作事業を営む東映アニメーション(株)は、アニメーションの原画、動画等の制作業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
13	(株)トライグループ (平成 26 年 12 月 19 日)	<p>学習指導事業を営む(株)トライグループは、</p> <p>① 家庭教師の業務委託契約を締結している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いて支払った。</p> <p>② 教室施設の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。</p>	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
14	住友不動産エスフォルタ(株) (平成 27 年 1 月 30 日)	スポーツ施設の運営等の事業を営む住友不動産エスフォルタ(株)は、スポーツ指導を行う個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
15	(株)広島東洋カープ (平成 27 年 2 月 26 日)	プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品（以下「グッズ」という。）の販売等を行う(株)広島東洋カープは、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずにグッズの仕入価格を据え置いた。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
16	大東建物管理(株) (平成 27 年 3 月 19 日)	不動産賃貸業等を行う大東建物管理(株)は、賃貸物件の清掃等の業務に関する業務委託契約を締結している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
17 ・ 18	コカ・コーラウエスト(株) 西日本ビバレッジ(株) (平成 27 年 3 月 26 日)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を営むコカ・コーラウエスト(株)及び西日本ビバレッジ(株)の 2 社は、それぞれ、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払っている。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
19	アイフル(株) (平成 27 年 3 月 27 日)	貸金業を営むアイフル(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置く旨の要請等を行った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
20 ・ 21	アサヒグローバル(株) アサヒグローバル三重(株) (平成 27 年 4 月 2 日)	住宅の建築工事業を営むアサヒグローバル(株)及びアサヒグローバル三重(株)の 2 社は、それぞれ、住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
22	S M B C コンシューマーファイナンス(株) (平成 27 年 5 月 22 日)	貸金業を営む S M B C コンシューマーファイナンス(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
23	(株)建築資料研究社 (平成 27 年 6 月 4 日)	資格取得対策スクールの運営等の事業を営む(株)建築資料研究社は、 ① 資格取得対策スクールの運営等の業務を委託している一部の事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。 ② 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
24	(株)コインパーク (平成 27 年 6 月 5 日)	駐車場事業を営む(株)コインパークは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
25 ・ 26	D C M ダイキ(株) (株)ホームセンターサンコー (平成 27 年 6 月 9 日)	日用品を販売する D C M ダイキ(株)及び(株)ホームセンターサンコーの 2 社は、それぞれ、野菜等の商品の仕入先である農家等の一部に対し、仕入代金について、税抜価格の販売価格から販売手数料相当額を控除した額に 8 % を乗じた額を上乗せせずに支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
27	(株)西松屋チェーン (平成 27 年 6 月 12 日)	乳幼児等の衣料品等を販売する(株)西松屋チェーンは、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
28	(株)主婦と生活社 (平成 27 年 7 月 9 日)	雑誌等の出版業を営む(株)主婦と生活社は、雑誌等に掲載する原稿、写真等の作成又は編集、校正等の業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
29	(株)穴吹ハウジングサービス (平成 27 年 10 月 2 日)	駐車場事業等を営む(株)穴吹ハウジングサービスは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置く旨の要請を行った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
30	アイディホーム(株) (平成 27 年 12 月 22 日)	戸建住宅の建設・販売業等を営むアイディホーム(株)は、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
31	(株)アーネストワン (平成 27 年 12 月 22 日)	戸建住宅の建設・販売業等を営む(株)アーネストワンは、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
32	(株)東光高岳 (平成 28 年 1 月 20 日)	電力機械器具等の製造販売等を行う(株)東光高岳は、電力量計の取替工事を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
33	(株)Q配サービス (平成 28 年 6 月 16 日)	貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を営む(株)Q配サービスは、 ① 荷主から請け負った配達業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 事業所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
34 ・ 35	(株)松下サービスセンター (株)A P サービスセンター (平成 28 年 8 月 31 日)	<p>住宅等の建築リフォーム工事業を営む(株)松下サービスセンター及び(株)A P サービスセンターは、</p> <p>① サイディング工事を請け負わせている個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに工事代金を据え置いて支払った。</p> <p>② 駐車場等の賃貸人等の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。</p>	第3条第1号後段 (買いたたき)
36	(株)K A T E K Y O グループ (平成 28 年 10 月 21 日)	<p>学習塾の運営等を行う(株)K A T E K Y O グループは、</p> <p>① 学習指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。</p> <p>② 教室施設等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。</p> <p>※中小企業庁長官からの措置請求案件</p>	第3条第1号後段 (買いたたき)
37	(株)スーパーホテル (平成 29 年 2 月 22 日)	<p>ホテル業を営む(株)スーパーホテルは、</p> <p>① 支配人業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。</p> <p>② ホテル建設、税務会計等に関する指導業務等（「顧問業務」）を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに顧問料を据え置いて支払った。</p> <p>③ 朝食用惣菜の仕入先である法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに仕入代金を据え置いて支払った。</p>	第3条第1号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
38	(株)帝国データバンク (平成 29 年 3 月 9 日)	企業の信用調査、企業情報の提供等の事業を営む(株)帝国データバンクは、企業信用調査等業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
39	住友不動産(株) (平成 29 年 7 月 14 日)	不動産取引業、建築工事業等を営む住友不動産(株)は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
40	(株)ニチイ学館 (平成 29 年 9 月 14 日)	教育講座の運営等の事業を営む(株)ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
41	(株)西日本新聞社 (平成 29 年 12 月 14 日)	日刊新聞の発行及び販売等の事業を営む(株)西日本新聞社は、 ① 日刊新聞の販売促進業務（新聞の新規購読者の獲得や既存の購読者に対する契約更新手続等の業務）を委託している人格のない社団等である事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 日刊新聞等に掲載する記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
42	エコロシティ(株) (平成 30 年 2 月 1 日)	駐車場事業を営むエコロシティ(株)は、駐車場用地の賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
43	(株)山野楽器 (平成 30 年 2 月 6 日)	<p>音楽・映像ソフト、楽器等の小売業のほか、音楽教室の運営等の事業を営む(株)山野楽器は、</p> <p>① 音楽教室の生徒に対する楽器の演奏等の指導業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。</p> <p>② 自社が販売する楽器を顧客が選定するための助言等を行う業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに手数料を据え置いて支払った。</p> <p>※中小企業庁長官からの措置請求案件</p>	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
44	紅屋商事(株) (平成 30 年 6 月 20 日)	食品、日用品等の小売業を営む紅屋商事(株)は、納入業者の一部に対し、商品ごとの税込単価を、本体価格に消費税相当分を上乗せした額から 1 円未満の端数を切り捨てた額に定め、当該税込単価に取引数量を乗じた額を仕入代金として支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
45 ・ 46	(株)マイナビ (株)マイナビ出版 (平成 30 年 6 月 21 日)	<p>就職、転職等のポータルサイトの運営等の事業を営む(株)マイナビは、個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに①原稿作成業務の委託料、②著作物の使用料若しくは③広告販売促進業務の委託料（以下「原稿委託料等」という。）又は④講演業務の委託料を据え置いて支払った。</p> <p>出版業を営む(株)マイナビ出版は、個人事業者又は法人事業者に対し、原稿委託料等について(株)マイナビが消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた額のまま支払った。</p> <p>※中小企業庁長官からの措置請求案件</p>	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
47	(株)イトーヨーカ堂 (平成 31 年 2 月 15 日)	<p>食品、衣料品及び住居関連商品の小売業を営む(株)イトーヨーカ堂は、</p> <p>① 商品の納入業者の一部に対し、消費税率の引上げ分の全部に相当する額を減じて商品の仕入代金を支払った。</p> <p>② 利用する駐車場の運営者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに駐車場利用料を据え置いて支払った。</p>	第 3 条第 1 号前段 (減額) 及び同号後段 (買いたたき)
48	(株)ジャパンビバレッジホールディングス (平成 31 年 3 月 20 日)	<p>自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を営む(株)ジャパンビバレッジホールディングスは、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払った。</p> <p>※中小企業庁長官からの措置請求案件</p>	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
49 ・ 50	(株)リクルートホールディングス (株)リクルート (令和元年 5 月 24 日)	<p>就職、転職等に関する情報提供等の事業を営んでいた(株)リクルートホールディングスは、原稿作成事業者の一部に対し、消費税相当分又は消費税率の引上げ分の全部若しくは一部に相当する額を減じて原稿作成業務の委託料を支払った。</p> <p>就職、転職等に関する情報提供等の事業を営む(株)リクルートは、原稿作成事業者の一部に対し、消費税相当分又は消費税率の引上げ分の一部に相当する額を減じて原稿作成業務の委託料を支払った。</p>	第 3 条第 1 号前段 (減額)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
51	株中日新聞社 (令和元年9月20日)	<p>日刊新聞等の発行及び販売等の事業を営む(株)中日新聞社は、</p> <p>① 原稿作成業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。</p> <p>② 日刊新聞等の輸送業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。</p> <p>③ カルチャー教室の講師業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。</p> <p>④ 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。</p>	第3条第1号後段 (買いたたき)
52 ・ 53	大東建託(株) 大東建託パートナーズ(株) (令和元年9月24日)	<p>賃貸建物の建築工事業等を営む大東建託(株)は、自ら使用する駐車場等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。</p> <p>不動産賃貸等の事業を営む大東建託パートナーズ(株)は、利用者に転貸するための駐車場等を自社に賃貸するオーナーの一部に対し、借上賃料について、利用者から受け取る転貸賃料を消費税率の引上げ前までと同額で定め、当該転貸賃料から消費税率の引上げ分を上乗せした自社の運営管理費等を差し引くことにより、消費税率の引上げ前よりも低い額で支払った。</p>	第3条第1号後段 (買いたたき)

主な指導事例（平成31年4月から令和元年9月まで）

○ 減額（第3条第1号前段）

業種	概要
店舗のメンテナンス業	A社は、メンテナンス業務に必要な資材を供給している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年7月1日以後に供給を受けた資材の仕入代金について、納品ごとに本体価格に消費税率を乗じて1円未満の端数を切り捨てた額を消費税額として支払うことで、支払いごとに資材の本体価格を合計し、消費税額を計算した場合と比べ、支払総額を1円以上減じていた。

○ 買いたたき（第3条第1号後段）

業種	概要
小売業	B社は、商品開発、物流、品質管理又はデザインに関する顧問業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
翻訳業	C社は、翻訳業を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
出版業	D社は、自社が発行する定期刊行物の原稿執筆や編集関連作業を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
建設業	E社は、床工事を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
地方公共団体	F市は、高齢者等に対する食事の提供等を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。

○ 本体価格（税抜価格）での交渉拒否（第3条第3号）

業種	概要
建設業	G社は、建築及び土木工事を委託している事業者（特定供給事業者）との価格交渉において、従来から本体価格に消費税額を加えた税込価格を用いているところ、平成26年4月1日以後も税込価格での交渉を余儀なくさせていた。

公正取引委員会における消費税転嫁対策に係る集中的な広報について(令和元年9月～10月実施)

新聞広告

突き出し広告



雑誌広告



掲載媒体

読売新聞
ほか地方紙及びブロッック紙計39紙
掲載期間
9月11日（水）から26日（木）の間
のいずれか1日

掲載媒体

週刊新潮
連載日
9月18日（水）及び10月17日（木）

交通広告

まど上ポスター（名古屋地下鉄、大阪メトロ）



インターネット広告



フェイスブック広告



広告日
9月2日（月）から10月31日（木）
ウェブバナー広告をクリックすると当委員会HP内の特設ページ（※）に遷移。

（※）特設ページURL
<https://www.jftc.go.jp/info/tenka/r1/index.html>

**転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況
(平成 25 年 10 月から令和元年 9 月まで)**

1 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数 [単位：件]

	平成 29 年度	平成 30 年度		令和元年度 上半期		累計(注1)		
		うち政令 指定組合 (注2)	うち政令 指定組合 (注2)	うち政令 指定組合 (注2)	うち政令 指定組合 (注2)	うち政令 指定組合 (注2)	うち政令 指定組合 (注2)	
転嫁カルテル	7	0	0	0	4	0	198	32
表示カルテル	1	0	0	0	0	0	140	25
合計	8	0	0	0	4	0	338	57

(注1) 累計の数値は、平成 25 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの累計。

(注2) 消費税転嫁対策特別措置法第 13 条第 2 項に基づき主務大臣への通知を要する組合からの届出である。

2 業種別届出件数 [単位：件]

業種	転嫁カルテル	表示カルテル	合計
製造業	95	79	174
卸売業	59	49	108
小売業	53	45	98
サービス業	50	22	72
その他(注4)	29	10	39
合計	286	205	491

(注3) 複数の業種にわたる場合の届出があるので、合計の数字は上記「1」に記載の届出件数と一致しない。

(注4) 「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。

3 届出に関する相談件数 [単位：件]

年度	件数
令和元年度上半期	20
平成 30 年度	12
平成 29 年度	2
平成 28 年度	9
平成 27 年度	5
平成 26 年度	50
平成 25 年度	1,235
合計	1,333